

平成20年6月甲良町議会定例会会議録

平成20年6月5日（木曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 平成19年度甲良町繰越明許費繰越計算書について〔一般会計予算〕
- 第4 報告第2号 平成19年度滋賀県市町土地開発公社の事業報告および財務諸表の報告について
- 第5 報告第3号 平成20年度滋賀県市町土地開発公社の事業計画収支予算および資金計画の報告について
- 第6 承認第1号 専決処分につき、承認を求めることについて〔平成19年度甲良町一般会計補正予算（第7号）〕
- 第7 承認第2号 専決処分につき、承認を求めることについて〔平成19年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）〕
- 第8 承認第3号 専決処分につき、承認を求めることについて〔平成19年度甲良町老人保健医療事業特別会計補正予算（第2号）〕
- 第9 承認第4号 専決処分につき、承認を求めることについて〔平成19年度甲良町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）〕
- 第10 承認第5号 専決処分につき、承認を求めることについて〔甲良町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例〕
- 第11 承認第6号 専決処分につき、承認を求めることについて〔甲良町税条例の一部を改正する条例〕
- 第12 承認第7号 専決処分につき、承認を求めることについて〔甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例〕
- 第13 承認第8号 専決処分につき、承認を求めることについて〔損害賠償の額を定めることについて〕
- 第14 議案第35号 平成20年度甲良町一般会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第36号 平成20年度甲良町老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第37号 平成20年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算

(第1号)

- 第17 議案第38号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
第18 議案第39号 甲良町手数料徴収条例の一部を改正する条例
第19 議案第40号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
第20 議案第41号 甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

◎会議に出席した議員(11名)

1番	濱野圭市	2番	丸山恵二
3番	木村修	5番	山崎昭次
6番	宮寄光一	7番	建部孝夫
8番	藤堂一彦	9番	山田壽一
10番	西澤伸明	11番	北川豊昭
12番	藤堂与三郎		

◎会議に欠席した議員

4番 金澤博

◎会議に出席した説明員

町長	山崎義勝	教育長	藤原新祐
総務主監	野瀬喜久男	会計管理者	橋本敏治
教育次長	川並孝一	広域行政主監	宮崎與志男
保健福祉主監	山崎義幸	産業振興主監	中山進
建設水道主監	茶木朝雄	人権主監	村田和久廣
総務課長	山本貢造	税務課長	小川昭雄
保健福祉課長	松原歌子	建設課長	若林嘉昭

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 大橋久和 書記 宝来正恵

(午後 2時10分 開会)

○藤堂議長 ただいまの出席議員数は11人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成20年6月甲良町議会定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番 山田議員および10番 西澤議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本日、定例会の会期は、本日から6月12日までの8日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月12日までの8日間と決定いたしました。

これより、町長のあいさつ、行政報告ならびに提案説明を求めます。

町長。

○山崎町長 本日、平成20年6月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

平素は、町政全般にわたりまして、格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

提案説明の前に、若干の行政報告をさせていただきます。

今年度実施の集落懇談会の内容でございますが、本町の厳しい財政状況から、特に暮らしにかかわる行政サービスのあり方、次なるせせらぎ遊園のまちづくりの方向など、集落と行政の情報共有、共同解決姿勢でもって論議するために開催いたしております。

本年度の内容といたしましては、行政からの情報提供として、甲良町の主要施策の中から、農業農村振興、いわゆるふるさと交流村構想と耐震ハザードマップについて説明しておりますし、懇談会の後半は、集落テーマに基づき、それぞれ意見交換をさせていただいているところです。これまで5月24日の下之郷を皮切りに4集落の懇談会を終え、7月上旬まで全集落が一巡できる日程調整をしているところでございます。それ以降は、必要に応じ、個別の課題について集落協議を進めていきたいと考えております。

次に、4月25日の議会全員協議会で口頭説明しました平成20年度のソ

フト事業施策の2項目についてであります。

その1つは、今、定例会で一般会計補正予算に計上いたしました、地域新エネルギービジョン策定事業であります。経済産業省外郭団体の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構から平成20年度の公募があり、5月上旬に計画調書を提出いたしました。5月21日にヒアリングがあり、審査の結果、計画事業費が認められましたので、本年度において新エネルギー利用等に関する特別措置法に基づく、石油代がえエネルギーの太陽光、風力、バイオマス、小規模水力等、熱利用と発電のすべてについてエネルギー利用の調査を行い、ビジョン策定後、ふるさと交流村施設や公共施設で新エネルギー導入をめざしていくものであります。平成20年度は、ビジョン策定委員会を設置して、ビジョンを策定し、国・県がめざしている地球温暖化防止、温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを積極的に進めたいと考えております。

2つ目は、地方の格差対策について。平成19年11月30日に、内閣府地域活性化統合本部で承認された地方再生戦略の方策として、平成20年度に地方の元気再生事業が創設されました。国があらかじめ支援メニューを示すことをやめ、地域固有の実情に即した先導的な地域活動等幅広い取り組みに関する提案が公募されました。本町として、「一甲良町の未来を拓く—コミュニティ再生のまちづくり戦略基盤形成事業」を提案名として計画書を提出いたしました。

主な取り組みを紹介しますと、1つ、まちづくりを支える農の再発見活動、2つ、地域資源の再発見活動、3つ、甲良まちづくり物語シナリオ制作活動としてプロジェクトチームを立ち上げ、これまで住民とともに進めてきたせせらぎ遊園のまちづくりを総括し、次年度以降、地に足のついたまちづくりにつながるよう、まず、平成20年度は基盤形成に資することをめざすものであります。

これら2つのソフト施策は、あすの甲良のまちづくりの活性化と骨格を固める重要な仕組みづくりと考えております。議員の皆様のご支援をよろしくお願いいたします。

それでは、本日、提案をさせていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

報告第1号は、平成19年度一般会計予算において、翌年度に316万2,000円の明許繰越をしました計算書の報告であります。

報告第2号および報告第3号は、滋賀県市町土地開発公社の平成19年度事業ならびに財務諸表の報告および平成20年度事業計画収支予算と資金計画の報告でございます。

承認第1号は、平成19年度甲良町一般会計補正予算（第7号）で、3,101万6,000円を減額し、総額33億7,598万7,000円の専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第2号は、平成19年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）で、1,145万円を減額し、総額8億9,679万3,000円の専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第3号は、平成19年度甲良町老人保健医療事業会計補正予算（第2号）で、3,181万3,000円を減額し、総額7億3,739万1,000円の専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第4号は、平成19年度甲良町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）で、675万4,000円を減額し、総額を324万8,000円の専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第5号は、近畿圏の近郊整備区域および都市開発区域の整備および開発に関する法律施行令および中部圏の都市整備区域、都市開発区域および保全区域の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、甲良町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正を専決処分いたしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第6号および承認第7号は、地方税法の一部を改正する法律および地方税法施行令の一部を改正する政令ならびに地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、甲良町税条例および甲良町国民健康保険税条例の一部改正を専決処分いたしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第8号は、財物事故による損害の額を定めることについて、専決処分いたしましたので、その承認をお願いするものであります。

議案第35号は、平成20年度甲良町一般会計補正予算（第1号）で、1,267万4,000円を増額し、補正後の予算額を32億2,867万4,000円とするものでございます。主に債務負担行為の追加といたしましては、呉竹センター改築に伴う管理業務委託を計上しております。また、他の補正項目といたしましては、歳出では、財政調整基金の積み立て、地域新エネルギービジョンの策定費、長寺老人憩いの家改修事業の増額、墓地公園会計への貸付金。歳入では、地域介護福祉空間整備交付金の増額、財政調整期金の取り崩しの取りやめ、地域新エネルギービジョン策定事業補助金の計上等でございます。

議案第36号は、平成20年度甲良町老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）で、1,584万2,000円を増額し、補正後の予算額を7億9,775万1,000円とするものでございます。

主な補正項目といたしまして、歳出では、一般会計への繰りだし、歳入では、過年度分の支払基金や国庫負担金等の増額、繰越金の減額の計上等でございます。

議案第37号は、平成20年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算(第1号)で、28万6,000円を増額し、補正後の予算額を304万3,000円とするものでございます。

主な補正項目といたしましては、歳出では、永代使用料及び管理料の返還、歳入では、一般会計借入金計上の計上等でございます。

議案第38号は、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものであります。

議案第39号は、戸籍法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されたのを受け、甲良町手数料徴収条例の一部を改正するものであります。

議案第40号は、地方税法の一部を改正する法律および地方税法施行令の一部を改正する政令ならびに地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、甲良町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

議案第41号は、平成20年6月1日から乳幼児福祉医療費助成制度の医療費の無料化と所得制限撤廃を町単独事業として実施するのに伴い、甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正するものであります。

以上、本日、提出いたしました案件につきまして、その概要の説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○藤堂議長 日程第3 報告第1号から日程第5 報告第3号までを一括議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 報告第1号 平成19年度甲良町繰越明許費繰越計算書について(一般会計予算)。

地方自治法第213条第1項の規定により、平成19年度甲良町一般会計予算において、次のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成20年6月5日。

甲良町長。

報告第2号 平成19年度滋賀県市町土地開発公社事業報告および財務諸表の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、滋賀県市町土地開発公社の事業報告および財務諸表を報告する。

平成20年6月5日。

甲良町長。

報告第3号 平成20年度滋賀県市町土地開発公社の事業計画収支予算および資金計画の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、滋賀県市町土地開発公社の事業計画収支予算および資金計画を報告する。

平成20年6月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 報告書が提出されておりますので、順次報告を求めます。

総務課長。

○山本総務課長 それでは、報告第1号でございます。平成19年度甲良町繰越明許費繰越計算書（一般会計予算）でございます。

お開きをいただきたいと思います。

6款 農林水産業費、1項 農業費、地域用水機能増進事業負担金、金額525万3,000円、翌年度繰越額316万2,000円、一般財源でございます。

続きまして、報告第2号でございます。平成19年度滋賀県市町土地開発公社の事業報告および財務諸表の報告をさせていただきます。

冊子、お開きをいただきます。

まず、2ページでございます。庶務関係、こちらは役員の異動が書かれてございます。

続きまして、4ページ、会議関係、5ページは事業関係で、土地の保有の状況、また事業資金の調達、3番目では、本年度の、19年度中のですけれども、取得・造成・処分の状況が記載されてございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。財務の概要についてご説明をさせていただきます。

1、事業収支の概要ですが、事業収益といたしましては、用地売却収益、施設収益の合計3億8,168万5,275円の計上に対し、事業費用は、用地費用、施設費用、支払利息ならびに管理費の合計3億9,290万576円である。したがって、当期の事業収支は1,121万5,301円の損失でありました。なお、当期は、公社が保有している申し出事業用地のうち、償還の完了した4申し出事業用地をそれぞれ当該申し出団体に売却した

ということでございます。

事業外収支では、基本財産および財政調整基金の運用による収益のみであり、20万3,990円の利益の計上でありました。

以上の結果、当年度は1,101万1,311円の純損失の計上でありました。

以下については説明を省略させていただきます。

続きまして、報告第3号でございます。平成20年度の滋賀県市町土地開発公社の事業計画収支予算および資金計画の報告でございます。

冊子1ページ、お開きをいただきたいと思います。

基本方針で、公有地となる土地の確保、管理に努め、設立団体の土地需要に対処するということがうたわれてございます。

2番目の事業関係でございます。本年度の土地の取得、造成関係の新規の申し出予定はないということ、また、今後あれば対応した予算措置をするということがうたわれてございます。

土地の管理・処分でございますけれども、適正な管理に努めながら、本年度に償還が満了する土地について、当該申し出団体に譲渡されます。その処分の予定でございます。面積は、2万3,300平方メートル、元金が7億5,691万5,000円、利息が6,150万7,000円、合計8億1,842万2,000円でございます。

続きまして、2ページでございます。資金調達につきましては、借り入れ利率を1.575%以内と定めてございます。

3については、会議の開催の状況でございます。

続きまして、3ページでございます。土地開発公社の収入支出予算についてでございます。

総額を2億8,371万1,000円と定めるものでございます。説明については、内容は省略をさせていただきます。

9ページをお開きいただきたいと思います。

土地開発公社の資金計画についてでございます。事業資金といたしましては、平成19年度末借入金残高が8億7,913万9,000円で、本年度の借り入れは、現在なしで、返済につきましては2億5,790万円、平成20年度末借入金残高は、6億2,123万9,000円であります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○藤堂議長 これをもって報告を終わります。

次に、日程第6 承認第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 承認第1号 専決処分につき、承認を求めることについて〔平成19年度甲良町一般会計補正予算（第7号）〕。

上記の議案を提出する。

平成20年6月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○山本総務課長 それでは、専決処分をお願いをするものでございます。

専決処分書。

平成19年度甲良町一般会計補正予算（第7号）。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決をお願いするものでございます。

予算書をお開きいただきたいと思います。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3,101万6,000円を減額いたしまして、33億7,598万7,000円をお願いするものでございます。歳入歳出予算の補正は、第1表で説明をさせていただきます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入でございます。1款 町税1,653万5,000円の減額、2款 地方譲与税295万9,000円の増額、3款 利子割交付金20万8,000円の増額、4款 配当割交付金136万3,000円の増額、5款 株式等譲渡所得割交付金141万円の増額、6款 地方消費税交付金13万4,000円の減額、7款 自動車取得税交付金61万8,000円の減額、9款 地方交付税1億511万3,000円の増額、10款 交通安全対策特別交付金2万7,000円の減額、12款 使用料および手数料152万2,000円の増額、13款 国庫支出金263万円の減額、14款 県支出金167万2,000円の増額、15款 財産収入59万4,000円の増額、16款 繰入金1億3,102万2,000円の減額、18款 諸収入510万9,000円の増額、歳入合計といたしまして、補正前予算額が34億700万3,000円に、3,101万6,000円を減額し、補正後予算額を33億7,598万7,000円をお願いするものでございます。

4ページをお開きいただきます。

歳出、2款 総務費540万8,000円の減額、3款 民生費3,136万6,000円の減額、4款 衛生費1,027万7,000円の増額、6款 農林水産業費35万5,000円の増額、7款 商工費427万1,000円の減額、8款 土木費20万4,000円の増額、9款 消

防費 16万9,000円の増額、10款 教育費 97万6,000円の減額、歳出合計は歳入合計に同額でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

順次、質問事項を続けますので、よろしくお願いいたします。

9ページです。法人税の1,700万が減額になっています。これの原因、それから、企業が減収になっていると思いますが、減収になった企業と、減収にならずになっている企業というのがあると思いますけども、その主な内容について説明をお願いするものです。

それから、10ページです。地方交付税です。先ほど全協で、議案説明の中で、特別交付税は前年度と比べて増額になったという説明であったかと思いますが、18年度の決算全体の地方交付税の総合計額で言いますと、18年度決算は14億3,036万2,000円というようになっていると思います。前年と比べますと1,800万ほどの減額だというように思いますが、その認識もあるのかどうか。また、私の計算をしましたが、間違いがあれば指摘をいただいて、その認識説明、よろしくお願いいたします。

12ページです。民生費の県負担金328万円の減額であります。これも18年度の決算と比べますと、630万増額になっているというように思うわけですけども、この分について、民生費の決算上の整理でそれぞれ補正を組まれていると思いますが、その辺の疑問点、ご説明をお願いいたします。

それから、13ページです。これは、土地取得会計の繰入金、これは特別会計の方でも質問をいたしますのであれなんですけども、予定よりこれは下回っているということで、見込みが思いどおりいかなんだという単純なものなのかどうかです。ご説明をお願いします。

それから、その下の財政調整繰入金、減債基金の繰入金、これは町長の提案説明にもありましたように、取り崩すことを避けることができたという金額だというように思いますが、説明をお願いいたします。

16ページです。15ページの下の方からと16ページに、それぞれ社会福祉総務費の中で、それぞれ障害者、それから高齢者、福祉医療等々減額が目立つわけですけども、県の制度上もいろいろ県議会でも大きく揺れました。そういう点で、当町においてもそういう影響があって、それぞれの予定をしていた福祉関係の諸支出を抑えたということなのか、それとも申請そのものが必要数に達しなかったということなんでしょうか、ご説明お願いいたします。

す。

以上です。よろしく申し上げます。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 かなり言っていただきましたので、覚えているところからということでお願いをするのと同時に、それぞれの関係部署の方にも言っていただくような形にしたいと思います。

まず、法人につきましては、税務課長の方でまたしていただくというふうなことでお願いをするわけがございますけども、普通交付税の関係で言っていただきました。ちょうどページ10ページの関係でございます。普通交付税で今年度の全体額が14億4,886万5,000円で、ごめんなさい、地方交付税でございますけども、特別交付税と普通交付税を合わせてということでございます。

内訳といたしましては、平成19年度が特別交付税が3億8,621万3,000円で、前年度よりも2,234万6,000円の増額でございます。そして、普通交付税でも、10億6,265万2,000円が平成19年度の収入金額でございまして、前年度より80万6,000円アップしていると、そういうふうなことでございます。ちょっと最初言っていただいた減額というふうなことではないということでご理解をいただきたいというふうに思います。

それと、土地取得の関係で、ページ13ページを言っていただきまして、一般会計の方に戻ってくるお金がどうのというふうなことでございましたけども、当初、積極的に残地処分を進めるという予算枠を組ませていただいているというふうなことから、結果、進めさせていただきましてけども、土地の売払がそこまでに至らなかったという精算でございます。

それと、財政調整基金関係のことをページ13ページで言っていただきました。財政調整基金の繰入金は7,000万、財政調整基金については、すべて使わないと、予算を使わないということで引っ込めているというふうなことでご理解いただきたいと思っておりますし、減債基金の繰り入れは、4,000万取り崩しをやめましたので、3,100万だけ予算として執行するというふうな結果となりました。

そこで、参考まででございますけども、財政調整基金の19年度末の現在高が5億9,900万ほど、減債基金が9,300万という現在高になるという見込みでございます。

まず、ちょっといったんここで切らせていただいて、税務課の方、お願いします。

○藤堂議長 税務課長。

○小川税務課長 今回、法人税の1,700万余りの減額でございますけれども、増えた企業、減った企業というか、詳細については現在持っていませんけれども、特に旧古河オートモーティブという尼子の会社ですけれども、完全子会社化になりまして、三重県の工場と統合いたしまして、法人税の場合は、2社とか3社ある場合については課税標準額に分割基準といたしまして、従業員を分母に、それから分子に、甲良町なら甲良町で働く人数分に掛けてしますので、三重県の方の従業員の方がかなり多くなったと。半分以上は三重県の方に行っているということで、それに伴う減額が主なものでございます。

○藤堂議長 保健福祉課長。

○松原保健福祉課長 失礼します。それでは、西澤議員にお答えさせていただきます。

まず、12ページでございます。補正額328万円の減でございます。この内容につきましては、132万3,000円の減の内訳ですが、障害者自立支援給付金で、自立支援法がございまして。その中で介護給付費および福祉サービス費が主なものでありまして、県負担金4分の1に対しての実績に基づいての精算でございます。当初の補正は1,650万で、今回、132万3,000円を減額するものでございます。

次に、児童手当の交付金140万6,000円の減でございます。これにつきましても交付税の実績による減でございます。当初予算は2,004万4,000円で、今回、140万6,000円の減でございます。

次に、15ページをお願いいたします。

15ページの一番下の段でございます。自立支援介護等給付費負担金でございます。これも自立支援障害福祉サービスで本人負担10%、あと90%につきましては保障のため、自立支援の円滑事業費でございます。当初予算が6,300万でございます。それも実績に基づきまして、実績が5,967万4,000円でございますので、332万6,000円の減ということでございます。57名の方が利用をされておられます。

次に、16ページの主なもので、自立支援法緊急特別対策事業補助金、これは県の緊急プログラムでございます。280万2,000円の減額で、当初予算は367万3,000円でございます。これにつきましては、法改正によりまして自立支援の1割負担、これは急激に負担が生じないように助成を行う制度でありまして、3月末が締め切りになっておりますので、1年をかけまして、締めが3月ですので、どうしてもこの時期に専決でお願いするというものでございます。

もう一つ大きいのが、自立支援対策臨時特例事業補助金195万9,000

円の減額でございます。これも、当初は391万4,000円見ておいたのですが、作業所それぞれ含めまして4事業所があるわけですが、現数が減になったため、このように減額となりました。

以上でございます。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9ページの法人税の減額ですけども、そうしますと、圧倒多数を古河オートモーティブですか、個人名が間違っていましたら訂正いただきたいんですけども、完全統合になったことで、従業員の分母数、これが減ったと。つまり、甲良町への配分は、社の総従業員数分の甲良町配分従業員数という分母の計算になって、これが響いてきていると。営業の実態としては伸びているというように聞いていますが、そういうところで減になった。これが実態の主なところというように見ていいんですかね。これが1つです。

それから、2つ目は、10ページの交付税。これはわかりました。特別交付税と普通交付税をたした分が9款にあらわれていまして、トータルとして増額になったということで見ればいいんですね。

その2点です。よろしく願います。

○藤堂議長 税務課長。

○小川税務課長 去年の19年の10月でしたか、社名変更で、現在は古河ASという会社になっております。営業自体、急激に落ちたから法人税が落ちたということではなくて、先ほども説明いたしましたように、分割基準に係に伴う減が大きな要因ということでございます。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 普通交付税につきましては、今おっしゃっていただいたように、地方交付税で14億4,800万円が入っているということで、トータルとして増になっているということでご理解いただきたいと思います。

○藤堂議長 西澤議員、よろしいか。

11番 北川議員。

○北川議員 法人税の、プラスとかマイナスとか、そういう部分については数字とか、全体的な状況とか、景気が後退したとか、そういう部分はええと思うんやけども、法人の固有名詞で、この企業の、例えば今の古河ASとか、そういうあまり名前を出して、そこの業績が云々とか、従業員はどうなったとか、そんなことはここでは関係ないことやから、そういう話は私はできるだけ避けるべきやと。これからの説明についてはそういうことは控えていただきたい。それぞれ企業には事情というものもあるんやし、そういう部分では、これはプライベートな部分、業績とかいろんなことに立ち入ること自体

がおかしい。法人全体の、トータルではこういうことやったんやというよう
な形で説明していただきたいと。これは私の意見。私のところのビワ加工も、
今年は業績が悪うて赤字やったとか言われてみいや、大変や、そんなもん。
以上。

○藤堂議長 そういうことで、よろしいですか。
ほかに何か質疑がある方。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 まず最初に、今、北川議員からありました意見についてでありま
すが、株式を公開している企業は、社会的公開のところで責任が持たれてい
ます。そういう点では、どのような公開がされようが、個人のプライバ
シーとは別の問題であるということを、指摘を私はしておきたいというよう
に思います。

そして、この本題については、専決処分については、当初予算で討論をさ
せていただきました。その内容と大幅に変わる専決処分ではないということ
で、反対の表明をさせていただきます。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 着席願います。

起立多数であります。

よって、承認第1号は承認されました。

次に、日程第7 承認第2号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 承認第2号 専決処分につき、承認を求めることについて〔平
成19年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)]。

上記の議案を提出する。

平成20年6月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

会計管理者。

○橋本会計管理者 それでは、地方自治法第179条の定めによりまして、3月31日付で専決処分を行いました平成19年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算の第3号についてのご説明を申し上げます。

今回の補正額でございます。1, 145万円を減額いたしまして、8億9, 679万3, 000円をお願いをするものであります。これにつきましては、医療費の最終実績に基づきまして、歳入歳出ほぼ決算見込みが立ちましたので、決算見込みにあわせまして補正をお願いをいたしましたものでございます。

それでは、第1表の歳入歳出予算補正についてのご説明をさせていただきます。

まず、歳入であります。1款 国民健康保険税512万1, 000円を追加しまして、2億1, 513万9, 000円に、2款 国庫支出金1, 345万5, 000円を減額しまして、2億5, 802万円に、4款 療養給付費交付金1, 704万円を減額しまして、1億3, 910万2, 000円に、8款 繰入金1, 392万4, 000円を追加しまして、1億2, 083万2, 000円に、歳入合計につきましては、補正前の額が9億824万3, 000円、補正額が1, 145万円の減額をしまして8億9, 679万3, 000円をお願いをするものであります。

2ページの歳出でございます。1款 総務費43万4, 000円の追加をしまして、5, 235万9, 000円に、2款 保険給付費348万2, 000円の減額をしまして、5億5, 356万2, 000円に、10款 予備費840万2, 000円の減額をしまして、152万4, 000円に、歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 国民健康保険の会計そのものは、保険事業の運営の姿のあらわれでもございます。当初予算でも私は討論させていただきましたが、今の町民の現状、健康志向、それから、もう一つは、滞納の状況が深刻であること、同時に、低所得者に対する特別な対策をして滞納の克服と、全町民でこの会

計を支えるというところでの特別な大事な取り組みが必要だというように思います。

そういう点でも改善の見通し、手立て、そういう改善の見通しがまだ見えるような状態じゃないということを提起をさせていただきまして、承認できないことを表明させていただきます。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、承認第2号は承認されました。

次に、日程第8 承認第3号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 承認第3号 専決処分につき、承認を求めることについて〔平成19年度甲良町老人保健医療事業特別会計補正予算(第2号)〕。

上記の議案を提出する。

平成20年6月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 では、承認第3号のご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しました、平成19年度甲良町老人保健医療事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明を申し上げます。

予算書をおめくりいただきたいと思います。

まず、歳入歳出予算の補正でございます。今回、歳入歳出それぞれ3,181万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,739万1,000円とお願いするものでございます。

では、第1表 歳入歳出予算補正によりご説明を申し上げます。

次のページをおめくりください。

歳入の部、1款 支払基金交付金1,572万2,000円の減額を、2

款 国庫支出金 2, 398万2, 000円の減額、3款 県支出金 464万5, 000円の減額、4款 繰入金 1, 253万6, 000円の増額、以上、歳入合計が、補正前7億6, 920万4, 000円、今回、3, 181万3, 000円の減額をお願いし、7億3, 739万1, 000円とお願いするものでございます。

次のページの歳出でございませう。

2款 医療諸費 2, 899万7, 000円の減額、5款 予備費 281万6, 000円の減額、歳出合計は歳入合計と同額でございませう。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 7ページのところですが、歳出で医療費の給付金、老人医療費分2, 700万何がしの減額になっています。これは、決算にあたっての実績に基づいての減額であるというように思いますが、確認のほど、よろしくお願ひします。

もう一つは、技術的なところで何回も説明されているというように思いますが、私の理解が進まないところでお許しいただきたいんですが、後期高齢者医療制度との移行に伴って、3月31日で締めた上で、さらに4月1カ月だけが、この老人保健会計が継続されて、4月末で締め切りというように決算整理されるのか、この2点です。よろしくお願ひします。

○藤堂議長 主監。

○山崎保健福祉主監 ただいまのご質問でございませう。医療給付費の2, 759万9, 000円、これにつきましては、19年度の医療費の実績に基づいての減額ということでございます。

それから、一応いったん締めてというご質問でございませう。これにつきましては、1カ月分を平成20年度で老人医療費を見ていますし、この19年度も、ここに上がっている予算は19年度の交付申請に基づいた精算額の確定ということで、本来の19年度の確定は、20年度の補正でもお願ひしますとおり、その中で交付金の増額とか、一般会計の返す分とかいうことで、確定は20年度の補正予算の方でまた計上していきますので、よろしくお願ひします。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、19年度末、つまり20年3月31日で締め切りをして、その後、増減の発生したやつは20年度の会計で受けて、それも4月30日で締める。それとも、適切な時期で締めるというようになるんでし

ようか。

○藤堂議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 いろいろと現金の給付分とか、重度制度とか、いろんなもの、現金をお返しする部分と事務手続の関係もありますので、これがふた月で締めるとかいうことは、ちょっと今のところはっきりしませんけども、今年度中には、いっぱい、多分この会計は締めることになろうというふうに思います。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

後期高齢者医療制度の発足に伴って討論をしたことがございますが、これも深く、今、問題になっている医療制度と関連をした会計でありまして、それとの関連も深いものでございます。

そういう点では、ここに挙げられている問題もございますけども、この会計としてはその整理分ということで、私は今回承認をしています。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

賛成全員であります。

よって、承認第3号は承認されました。

次に、日程第9 承認第4号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 承認第4号 専決処分につき、承認を求めることについて〔平成19年度甲良町土地取得造成事業特別会計補正予算(第1号)〕。

上記の議案を提出する。

平成20年6月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

人権主監。

○村田人権主監 地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成20年3月31日付で専決処分をさせていただきました、平成19年度甲良町土地取得造成事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明を申し上げます。

既定の総額から、歳入歳出それぞれ675万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を324万8,000円とお願いするものでございます。

第1表 歳入歳出予算補正でご説明をさせていただきます。歳入、1款 財産収入675万4,000円の減額でございます。歳入合計、補正前の額が1,000万2,000円、補正額675万4,000円の減額でございます。計324万8,000円とお願いするものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款 公共事業用地取得事業費で62万4,000円の追加、2款 諸支出金で737万8,000円の減額、歳出合計は歳入合計と同額でございます。よろしくをお願いいたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 まずは、この会計、監査請求の以前の町有地の公開から始まりまして、51カ所というのを基点にしています。基準にしたいというように思っていますが、そこから当初予算1,000万、そして、この収入の額であって、相当たる、約3割程度しか前進しなかったことについて、担当主監としてどのように総括をし、どのように教訓に思っておられるかというのが1つであります。

2つ目は、当初の予算1,000万、これは、同和対策事業の分譲価格、いろいろ金額はあるんですけども、平均的な額でいっても、それから、高い方の額でとって、例えば8,000万で見ますと1,250平米、それから1万円で分譲すれば1,000平米。これ、1,000平米というのはかなりの大きな金額です。まとまった町有地で1,000平米に達するところも1カ所ございますが、何筆かに分割をされているものであります。そういう点では今回の計画、つまり当初予算の1,000万というのが何カ所も売却をする、処分をするという計画だったというように思いますが、公募との関係では差があったというように思います。私の記憶では、箇所数で言いますと3カ所の公募だったのではないかというように思いますが、その3カ所よりも多かったとしても1,000平米を売却する公募ではなかったと思うんです。

そういう点で、当初予算を立てた時点と、実際に具体的にこの物件を売却する、公募にかける、ないしは縁故で購入をしてもらうというのも含めて、隣地の払い下げもあるわけですが、具体的な数値、そして具体的な計画の立案が必要だったというように思いますが、その辺の計画を振り返ってみての担当者としてのご意見をお伺いしたいと思います。

○藤堂議長 人権主監。

○村田人権主監 まず、1点目の、5カ所が遅々としてあまり進んでいないのではないかとこの辺での総括ということでございます。確かになかなか思うように進まないというのが実情でございます。それというの、やはりどうしても所有地の中に一筆でも公図混乱地域とか、分筆登記ができていない部分につきまして、事業をやっているとき、確かに町の方で承諾して払い下げ等も進めている箇所もございましたが、この時期になってそういうことはできませんので、きちっと登記ができてから払い下げを行うということで進めるということにしておりますので、なかなか進まないという現状があるという中で、一応、処理ができる部分については隣地払い下げ、また公募等を進めていかせていただいたというのが、ここ、私が担当させていただいた2、3年の経緯でございます。そういう総括の中で進めてまいりました。

2点目のご指摘の部分につきましては、確かに当初1,000万、要求を、予算をしていただいております。担当課としては前年並みの600万という形のを要求はさせていただいたんですが、もっと努力をせなあかんという町長からの激励がありまして1,000万に、頑張る努力をさせていただくということで考えさせていただきました。

そういう中で、一応、公募は3カ所を予定させていただいております。ただ、3カ所のうち1カ所につきましては一般会計の方で入金、不動産売払収入でさせていただいております。土地取得会計分の2カ所につきましては公募をさせていただきましたが、残念ながら募集がございませんでした。よって、今回、減額というような形になったわけでございます。

そういう中で、今回の売払収入の明細でございますが、一応、5件分で457.12平米、金額はそこに上げております324万6,198円の処分ができたわけでございます。このうち1件、128.56平米が決算の財産調書に出てまいります中から処分が完了したという部分でございます。金額的には2万9,678円、面積は128.56平米ありますが、金額は2万9,678円、これは精算分の入っていなかった部分を入れていただいた。完納していただいたから処分の方をきちっとさせていただいたということで、面積と金額の誤差がございます。

それ以外の面積につきましては、長寺3件、呉竹2件につきましては、隣

地払い下げ等、登記が伴ってお金もきちっと入れていただくという形で話し合いが合った部分で入が出てきているという形でございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで、今後の方向としても、今回の教訓をもとに具体的な計画を立てるのはもちろんであります。具体的な計画を立てる上で、先ほど主監が言われましたように、公団混乱地域、ますます残っているところは問題解決する上でさかのぼってそれぞれ証明類をもらっていかならないやつだとか、それから、複数の方、複数よりもかなり人数の方がその承諾の承認印をとっていかな前進しないという難しい問題があるというように思いますが、そのそもそのところで、そういうところを抱えながら続けてきた。しかも、その上で占有されている、家が建っている、庭石が置かれているという問題を解決していかなければなりませんので、さらに難しくなってくるというふうに思います。

そういう点では、決断と協力をお願いするという、しっかりした立場が要ると思いますが、その辺での計画や、それからマニュアルとは言いませんけれども、どういう方針で臨むのか、再度、お尋ねしておきます。

○藤堂議長 人権主監。

○村田人権主監 確かに今後ともしっかり対象者、当然占有指定をとられる方は占有されている方という形になりますが、しっかり対応、話し合い等を進め、今後とも処分ができるようにするというのが、まず担当課としての努めでありまして、一応、20年度の予算で計上させていただいております地籍調査、この部分を、呉竹地区から一応入るという予定で20年度当初予算を組ませていただいております。そういう中で、そこを、地籍調査とも連携をとりながら、皆様のご理解が得られるように努力をさせていただくというふうに考えています。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 整理ができない原因、それから、登記が進まない、また、処分が進まない原因についても、新たな書類を裁判所へ当局の側から提出をいただきました。それを一読した限りでも、それぞれ難しい問題が列挙されていまして、一概的に解決できるような状態ではないという部分がかなり見受けられます。そういう点では、そのところに向かって、単なる決意ではなくて、具体的に当たっていくことと、それから、関係者の説得ですね。というのも関連をしてきますので、その辺での町長のイニシアチブやら、解決の方法についての決断も大事なところだと思いますので、見解を求めておきたいと思えます。

○藤堂議長 町長。

○山崎町長 ただいま主監の方から申しあげましたように、いろいろと登記困難とか、そういうようないろいろな要因が詰まっておるわけですが、登記の関係につきましては、一番課題のある呉竹地域、これは全町地籍調査をやるわけですが、まず第1にそこ、そして長寺というように、その事業の整理の済んでいない部分をまず手をつけていきたいというふうに思っています。いろいろと現在残地等の処分についても、先ほど出されました庭石の部分でも、一応、進展はしておりますし、徐々にではあります、職員も一生懸命やっておりますし、それは私もリーダーシップをとりながら、積極的に、変わらぬように頑張りたいというふうに思います。

○藤堂議長 西澤議員、よろしいか。
ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。
西澤議員。

○西澤議員 この問題が、もちろん抱えながら進展をするということであり、私は当初から同和对策事業の終結、残地だけではなくて、同和对策事業の整理をきっちりしていく、その上でも町民の財産となっている町有地が大量に購入をされた後、適切な事業に基づく処分ができていないというような実態であります。新聞記者に聞きますと、これは甲良町に限ったことではないよという言われるわけですが、本町にとっては非常に大きな財産でありますし、換価をされれば、それほど財政的にかなりとは言いませんが、財源になる部分であります。そういう点でも、これの引き続き、解決を努力をお願いをして、現在のところでの会計処理についての承認はできないということを表示しておきます。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより、承認第4号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、承認第4号は承認されました。

次に、日程第10 承認第5号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 承認第5号 専決処分につき、承認を求めることについて〔甲良町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例〕。

上記の議案を提出する。

平成20年6月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

会計管理者。

○橋本会計管理者 それでは、地方自治法の第179条第1項の定めによりまして、4月30日付で専決処分を行いました甲良町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

今回の条例の提案理由でございます。近畿圏の近郊整備区域および都市計画区域の整備および開発に関する法律施行令と、中部圏の都市整備区域、都市開発区域および保全区域の整備等に関する法律施行令の一部改正に伴いまして、甲良町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正をいたすものであります。

第2条、定義条文でございます。当該指定の日から「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」までの期間内に、当該設備を構成する固定資産税の取得価格の合計額を、「7億円」から「10億円」に改めるものでございます。

この条例につきましては、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用します。

また、2項については経過措置をうたった条文でございます。ひとつ、どうぞよろしく願いいたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 改正の主なところで、7億円が10億円、設備の定義について改正がされています。これは、7億円までの計算から10億円の計算になる点で、不均一課税の税率の適用の範囲が変わるものだというように思いますので、金額が大きくなるということは、その範囲、非課税ではありませんが、課税緩和という方向になるというように私は思いますが、その点、もう一度、ご説明をお願いいたします。

○藤堂議長 会計管理者。

○橋本会計管理者 先ほど申し上げました国の法律、近畿圏、中部圏の法律に

おきましては、10億円までという経過がございましたが、甲良町ではそれが訂正できておりませんでしたので、国に合わせて10億円までの緩和ということにさせていただいたわけでございます。

なお、これにつきましては、3年間の減額を行うものでございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 私が聞いていますのは、その措置ではなくて、先ほど主監、会計責任者が言われましたように、緩和措置になるのか、それとも課税強化の方向か、二者択一でよろしくをお願いします。

言い方をちょっと変えます。不均一課税のそもそも論のところを説明していただいたらすきっとわかるというように思います。その中で、7億円が10億円に変わるという点は、課税の緩和というようになるというように思いますが、その辺の認識と、計算上の根拠がそういう方向になるのではないかと思いますので、ご説明、よろしくをお願いします。

○藤堂議長 野瀬主監。

○野瀬総務主監 この金額の設定であります、以上の金額を出た場合には、いわゆる設備投資なり、財産の取得を企業がされて、新たに10億円を超える場合が生じたときに軽減措置をするということでもありますので、町にとっては、税率は入る方向での改正になるということでございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、企業にとっては課税強化であり、町税収入にとっては、7億円を超える場合と10億円を超える場合という計算になりますので、収入の増につながる分だということですね。

○藤堂議長 総務主監。

○野瀬総務主監 対象があった場合にはそうなります。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第5号は承認されました。

次に、日程第11 承認第6号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 承認第6号 専決処分につき、承認を求めることについて〔甲良町税条例の一部を改正する条例〕。

上記の議案を提出する。

平成20年6月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

会計管理者。

○橋本会計管理者 これにつきましても、地方自治法の第179条の定めによりまして、4月30日付で専決処分を行いました、甲良町税条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

まず、提案の理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律が4月30日衆議院において可決されたことによりまして、今回、甲良町の税条例の一部を改正するものでございます。

まず、第23条でございます。町民税の納税義務者等の条文でございますが、法人でない社団または財団で収益事業を行わないものについては均等割を非課税に、また、第31条におきましては、収益事業を行うもの、法人税額に定める公共法人、公益法人等など、資本金の額または出資金の額を有しない法人につきましては最低利率を適用するという規定の整理を行うものでございます。

続きまして、第36条の2につきましては、町民税の申告条文でございますが、公的年金に係る所得の特別徴収制度の創設に伴います規定の整理を行うものでございます。

第48条、第50条につきましては、「法人等」を「法人」に改めるという文言の整理を行うものであります。

第54条につきましては、固定資産税の納税義務者等の条文であります。

123条につきましては、固定特別土地保有税の納税義務者等の条文であります。いずれも独立行政法人みどり資源機構法の廃止に伴います規定の整理で、文言の整理をいたすものであります。

付則第7条の3であります。これは、個人の町民税の住宅借入金等特別税額の控除をうたった条文であります。申告をしなかったことにやむを得ない理由があると町長が認めるときは、納入通知送達後に適用できる旨を追加することによる改正を行うものであります。

付則第10条の2につきましては、住宅新築等に関する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告条文であります。適用対象となります新築期間の2年延長と運用条項のずれ、文言等の整理および省エネ住宅改修に係ります減額に関する申告、第7項を追加をいたすものであります。

それから、付則第20条につきましては、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等および譲渡所得等の課税の特例をうたった条文であります。引用条項のずれ、その他規定の整理を行うものであります。

付則としましては、この条例は公布の日から施行するものであり、2条以下につきましては、それぞれ町民税、固定資産税の経過措置をうたった条文でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 ここに掲げられている改正の中で、2ページ、3ページにそれぞれの区分が書かれています。私の質問は、非営利法人、一般的にNPOが設立をされるとき、NPOの法律が準備をされるときに課税、非課税が論議になりました。具体的には、この中で2ページのハ、一般社団法人の中に非営利法人は除くというように書いてありますが、いわゆるNPO、略だと思えますが、正式名を私は覚えておりません。NPOというように表現させていただきます。これはこの中に入るものなのか、それとも、まったくこの法人税の除外のところになるのか、お尋ねいたします。

というのは、NPOというのは、営利法人、営利部分と、それから非営利、つまり運営資金が必要ですので、兼ね備えながら運営しているという団体が県に調べに行きましたときに幾つもございます。そういう点で、この部分があるのかどうかについてお尋ねしておきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○藤堂議長 総務課長。

○小川税務課長 ただいまの非営利法人に該当するものを除くということで、ここで言う、および一般財団法人でございますけれども、この財団法人については、一定の財産を中心に活動しまして、その構成員が、その目的に沿って財産を運用するというところで、これについては特に公益性とか営利を目的としない、審査されるということございまして、それぞれ年度ごとに事業計画とか財務内容等々を報告することが義務づけられるということで、法人税は免除されるということございまして、非営利についての法人について

は均等割は課さないということですので、済みません、十分な説明じゃなくてごめんなさい、課さないということですのでよろしくお願いいたします。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 端的に言いますと、NPOはこの法人税の対象にならないというのは変わらないということですね、今回の改正の中身でも。ということを確認できますか。

○藤堂議長 総務課長。

○小川税務課長 一度、ただいまのご質問で十分というか、確認をしまして、また報告させていただきます。済みません。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第6号は承認されました。

次に、日程第12 承認第7号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 承認第7号 専決処分につき、承認を求めることについて〔甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例〕。

上記の議案を提出する。

平成20年6月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

会計管理者。

○橋本会計管理者 それでは、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、4月30日付で専決処分を行いました、甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてのご説明をさせていただきます。

まず、提案理由であります。平成20年度から後期高齢者の医療制度が創

設され、国民健康保険税に加入している世帯で、75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行し、75歳未満の方が引き続き国民健康保険に加入することになる場合、保険税の軽減を受けている世帯は、世帯構成や収入が変わらなければ5年間、今までと同じ軽減が受けられることと、国民健康保険の被保険者が1人となる場合、世帯別平等割が5年間半額になるという改正内容でございます。

それでは、この改正につきまして、まず5条の2につきましては、国民健康保険の医療費分でございますが、特定世帯については9,000円に改めるものであります。7条の3につきましては、国民健康保険の後期高齢者支援分でございますが、特定世帯は4,500円に改めるものでございます。

それから、15条関係につきましては、7割軽減の対象者、5割軽減の対象者、2割軽減の対象者の減額額をうたった条文でございます。まず、7割軽減対象者につきましては、医療費分を特定世帯で6,300円に、それから、後期高齢者の支援金分につきましては、特定世帯で3,150円に、5割軽減対象者につきましては、医療費分を特定世帯4,500円に、支援金分につきましては、特定世帯2,250円に、2割軽減対象者につきましては、医療費分について特定世帯1,800円に、後期高齢者の支援金分について、特定世帯900円に改めるものであります。

それから、付則につきましては、今回の改正により、「もしくは特定同一世帯所属者」の文言を加えるものでございます。

付則としまして、施行期日は公布の日から施行するものと経過措置をうたった条文でございます。ひとつ、よろしくお願いいたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 全協で説明をいただいたときに、資料が1、2と配られました。その中で表があるわけですけれども、例の2つの事例が、所得の低い方の国保料云々と、それから、世帯ごとに負担いただく国保料が半額になりますの2つの説明なんですけれども、ここに平成20年4月から、飛ばしますと、5年間今までと同じ軽減が受けられるというのは、制度が始まって5年間なのか、例えば、私が75歳になってから5年間、この制度が受けられるというように読むのか、その辺は法で、条例できちっとなっていると思いますが、上の欄も下の欄も5年間半額というのも、どういう場合に適用されて、私が言っている、現在70歳とか60歳の方が後期高齢者の医療制度に入る年齢、75歳になった時点から5年間受けられるものなのか、そのところの説明をお願いいたします。

○藤堂議長 税務課長。

○小川税務課長 5年間の定義でございますけども、ここに条例で、国民健康保険の第6条の8号の規定によりまして、被保険者の資格を喪失した人が、仮に今年度から5年間ではなくて、喪失の日から5年間ですので、仮に2年後、3年後に喪失する人があった場合は、そこから5年間ということになりますので、よろしくをお願いします。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 今のはわかりました。

もう一つは、その後、各報道なんかで言われています軽減策が論議をされて閣議決定されるというところが聞かれているわけですけども、そうしますと、その閣議決定になりますと、また新たにこういうような条例改正が必要などころが出てくるのか、それとも運用だけで、つまり制度運用だけで変更になるものなのかどうか、概略しか今現在わからないと思いますが、その辺での市町村の対応が、条例改正で対応しなければならないところに迫られることも部分的には、私、聞いていますけども、そのこのところはどうなんでしょうか。

○藤堂議長 税務課長。

○小川税務課長 現在のところは、この条例に基づいて、今、システム等々をやっておりますので、その辺のところについてはまだちょっと確認をとっていませんので、よろしくをお願いします。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 後期高齢者医療制度の創設に伴う条例変更だというように思います。その点で、市町村にいろんな複雑な対応を迫られ、また、負担する町民にとっては非常にわかりづらい制度が続いています。そういう点では、私どもは75歳を区切りにした、困り込んで別の医療制度に入らせるということの発想そのものが非常に差別医療、それから、高齢者を大事にしない考え方の延長線だというように思っています。部分的な手直しで改善されるものではないというように私どもは思っています。その点から見ても、こういう制度改正を急遽しなければならない。

それから、6月15日の年金の天引きにあたっては、さらに9割軽減をする、1割で済むようにする部分の所得割でいろいろ表が出ておりましたが、

その部分についても急遽6月15日からそういう天引き方法について軽減をするということも与党内で合意をされたというように報道されていますが、そういう、制度が始まって間なし、また、制度が始まる前の去年の夏あたりでも、参議院選挙後、制度の見直しをせざるを得ないところに追い込まれています。制度上も非常に混乱をしていますし、あるテレビでも報道されました。高齢者が尋ねに来られて、説明すればするほどわかりません。高齢者の方ですからというように言われていましたけれども、高齢者でなくとも、私もあと10年か15年すれば高齢者の方の部分にはいりますけども、今の現在でも、この制度がこういう理念で、また、実務的にもこういう負担で、お医者さんに行った場合はこういうようになるというのがさっぱり整理がされなくて来ています。

そういう点でも、私は、町にこういう難しい、また対応を押しつけられる制度そのものですから、私は承認できないということを表明させていただいております。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方、ご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、承認第7号は承認されました。

次に、日程第13 承認第8号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 承認第8号 専決処分につき、承認を求めることについて〔損害賠償の額を定めることについて〕。

上記の議案を提出する。

平成20年6月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

建設水道主監。

○茶木建設水道主監 損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第180条の規定により、別紙のとおり専決処分をしたものでございます。

専決処分日につきましては、平成20年5月12日に処分をさせていただきます。

財物事故による損害を次のとおり賠償するものでございます。

相手方、住所、滋賀県彦根市平田町115番地。

氏名、和田あゆみ（運転者 和田純一）。

事故の概要でございますが、平成20年4月24日12時15分ごろ、町道北落呉竹線をスズキアルトで西に走行中、下水マンホールの周りが著しく沈下して危険を感じたので、マンホールを避けてブレーキを踏んだところ、道路にバンパーが接触しました。

直ちに彦根警察署と当事者が現地を確認したところ、下水道工事の仮復旧中でありまして、舗装状態が悪く、車のバンパーに損害を与えたものであります。

損害賠償額といたしましては6万2,475円で、過失割合にいたしましては、本町が7割、相手方が3割ということで示談が成立したので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 1つは、計算すれば出てくるわけですが、被害の総額であります。報告をお願いいたします。計算すれば出てくると言いました。損害額の総額であります。

もう一つは、その後といたしますか、マンホール、下水道の工事はどことも時間がたてば沈下をして、マンホールが浮き出るといのが幾つも見かけられます。そういう点での道路管理のあり方の問題が1つであります。

もう一つは、施工上の問題も出てまいります。そういう点でも、この業者への指導や請け負った業者への指導等、どう思うように考えておられるか、どう思うようにする予定であるのかという点でお尋ねをいたします。

○藤堂議長 建設水道主監。

○茶木建設水道主監 総額でございますが、8万9,250円の修繕費が来ていたものでございます。

今後の対応でございますが、道路の管理のあり方ということで、道路については、本町につきましては下水道のマンホールが沢山ございます。職員も一丸となって現地確認もしているところでございますし、また、工事現場に行ったときについては、そういう帰りに状況なんかを見ながら対応して、現在も復路の舗装もございまして、職員の中では、見つけたら順次維持的な補

修もやっているところでございますし、また、年度におきます単価契約に基づきまして、維持補修も業者にもお願いをしているところでございます。

今回の事故の件でございますが、これにつきましては、請負業者も現地の方に呼びまして状況を説明し、対応もしてきておりますし、今後の設計におけます維持管理におきまして十分な注意を払いながら施工をしていきたいというふうに思っていますし、今後はこういうことのないように最善の道路管理に努めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 この事故がありました道路は、従来から私も通ったときにスピードを落としています。仮舗装のところでもこぼこが非常にきついわけですけども、例えば、安全な道路で、平らな舗装をされているところで、特に夜間や雨が降るとき、突然こういうマンホールのところ沈んでバンパーが当たる、ないしはマンホールのふたが飛び出してくるということは、普通に走行してあり得ることでありまして、この部分で町の側と、それからこの損害を受けたと言われる和田さんとの間では、7、3というようになったところが結果で出ていますが、安全に普通に走行しているところで突然こういう管理が怠ったということになれば、3割本人の過失があったというように示談で成立したこと自体、逆に言えば幸いなところだというように思ひますが、3割本人の過失があったと認めた内容、根拠はどんな、交渉の過程でどんな内容だったんでしょうか。

○藤堂議長 建設水道主監。

○茶木建設水道主監 保険の状況でございますが、保険につきましては、全国町村会総合賠償補償という保険に加入をしておりまして、その保険の担当会社と協議をいたしまして、本町の方と相手さんと、また保険会社の方とは詰めさせていただいて過失割合を決定をさせていただきました。

以上です。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 質問していることを答えていただいているいいんです。どういう内容で3割になったのか。保険の根拠は聞いているわけではありません。なぜ本人が3割過失があった。つまり横見していたとか、それから、言うてみたら安全だというように普通に思っていたところが、道路管理が全くきいていないのは100%主張しても普通ですよ。という点から見たら、どこで3割認められたんでしょうか。

○藤堂議長 建設水道主監。

○茶木建設水道主監 道路の管理ということで、現場の状況がああいう状況に

なっておりますし、本町の方につきましても安全管理のスピードを落としていただくとか、でこぼこの注意の安全管理の看板も設置しております。そういうことから、運転者の義務ということからも過失割合を定めていったものでございます。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

北川議員。

○北川議員 はよ休憩したいんですけど、11番 北川です。

西澤君が今大体しゃべられたので、あまりしゃべることはないんですけども、大体災害というか、事故というのは忘れたころにやってくるじゃないですけども、この前は、下之郷の石張りのところで事故があったり、過去には下水道の工事で、尼子地先で段があって事故があったと。あれは、段ができたことによって車が破損したとかいうので、永源寺ですか、結構な補償をされたというふうな経緯もありました。

今回の、いわゆる北落地先のあの道路は、私も実は茶木主監に、4月に、部分的に陥没している部分が2、3カ所あるから、早急にそこは補修をしていただきたいということを水道課にわざわざ私も言いに行った経緯があったんです。その時期がタイミング的に、この事故が偶発的に出たときと同じ時期ぐらいになるのかどうかはわかりませんが、私もあそこの道路は、私このうちから彦根へ行くのには北落を通過して、あの道から北海製罐のところを右へ回って彦八線へ入るというので、生活道路みたいな形でいつも通るわけですわ。週に1回か2回は必ず通っています。通るたびに陥没していないか、きよろきよろきよろきよろ見ながら走っているわけです。

けども、陥没はしてないけどでこぼこが非常に多い、確かに。それで、今、たまたまこれ、昼の時間やけども、夜の時間になると、おそらくよい道路から走ってきたら、途端にあそこでスピードを落とさない限り、事情を知っていない限り、そのままで来たらハンドルをとられて大事故になる可能性も十分ある。

1つ、建設水道主監にお願いをしたいのやけども、あの道路の、いわゆる呉竹の方を向いて歩道の、サクランボの木が植えてある、サクランボがなっているかよう見るんですけども、その木に看板がくくりつけてある。ところが、看板も木の枝が新緑とともに覆いかぶさってきて見えにくくなっているのが1つ。

それともう1点、やはり夜間ということになると、看板というのはまず見えへん。例えば、投光器で照らすなり、あるいは、今はよう夜歩いている人がおるけど、蛍光塗料のああいうチョッキ来たりして歩いている人がおるけど、ああいう人はすぐわかる。字を蓄光色という分で、昼間、ソーラーじゃ

ないけども、蓄えて、夜になったら光を放つ蓄光色というのがある。そういう字で書いてもらうなりして、表示がすぐわかって、例えば、事故が終わって示談が起きた。そのときに100%過失やと言われることのないように、いや、実は甲良町もこういう形で表示をして、はっきりとわかるようにしていますよということで逃げられる部分をつくっておくということは大事やと思うんやけども、その点、どうです。

○藤堂議長 水道主監。

○茶木建設水道主監 今おっしゃっていただいている部分につきましては、看板なんかは設置しながらやっているわけですが、路面表示の方法なんかについてもちょっと一遍中で、建設課の中でも一遍議論しながら対応していきたいと思っております。それと、また全協の中でお話がありましたように、早急に舗装の方を対応して、事故のないように努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○藤堂議長 北川議員。

○北川議員 補償云々じゃなしに、いかに事故を未然に防ぐかということの方が大事ですので、なかなか仮舗装して本舗装するまで、ある程度地盤が固まるまでは本舗装しにくいという状況、十分わかるんですけども、安全に道路を使っていただく。町道でありますから、管理者は甲良町ですから、事故が起こらないような形を、最善を尽くしていただくということは大事ですので、強くそれをお願いいたします。よろしくお願ひします。

以上です。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

藤堂一彦議員。

○藤堂一彦議員 質問というわけではないんですけども、今、北川議員のおっしゃる、事前に事故を防ぐという意味で、提案だけしておきたいと思ひます。

この庁舎にも職員さんが50人、あるいは教育委員会、それぞれ出先機関まで入れると100人近くの職員さんが毎日町道なり、あるいは県道なりを通って通勤をされていますし、子どもの被害防止の放送もやっておられます。そういった中で、この道路を通ったときに、気がついたときに、もう少し横の連絡がスムーズにいったら、多分こういう事故は少なくなるであろう。全然ゼロにはなりませんけども、そういった提案、やっぱり職員同士の横のつながりというものをもう少ししていったらええんとかやうんかなというふうに思ひます。よろしくお願ひします。

○藤堂議長 主監。

○茶木建設水道主監 今のご指摘の件でも、また課長会、また主監会議の中で意思統一して、徹底してそういう維持管理に努めていきますので、よろしく

お願いしたいと思います。

○藤堂議長 これでは質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 議員の皆さんが言われていますように、下水道をめぐっての事故は何件か続いています。その点でも、休憩中に経験のある議員の方が話をしておられましたが、下水の本管は沈下するのが普通ということでもありますので、その点は、担当課は十分認識をされているというように思いますし、過去の尼子の事例で見ても、マンホールに当たって大きな事故だったという、補償の額が出ましたが、そういう点では、事前の事故の防止をする上で、連携と、それから、予想されるところには定期的に、毎日かどうかは別としまして、定期的に巡回すると。見に回るということが必要ですし、そういうところをきっちりとしていただいて、その上で予算上も仮舗装の後、本舗装まで間があくという点から見れば、復旧の応急処置の予算上も、必要などころを見て事故が起こらないように段差を解消するというのを巡回の中で発見していただくということが大事だというように思います。

それと、いい提案が藤堂議員からございましたが、町の職員が通勤のところに何げなしに通ると全く任務がありませんので、この日はAさんがこの工事の跡のところを回って出勤してくると。おかしかつたでというのを、制度化をぜひしていただいて、この事故が起こらないように事前の対策をとっていただきたいということを申し上げて、この補償についてはこういう示談が成立をしていますので、承認をいたしたいと思います。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第8号は承認されました。

ここで、しばらく休憩をします。

(午後 4時05分 休憩)

(午後 4時25分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続き、再開をいたします。

先ほど承認第1号について、答弁に訂正がありますので、総務課長から報告願います。

総務課長。

○山本総務課長 申しわけございません。先ほど西澤議員さんから、地方交付税の関係でご質問をいただいた件で、修正をさせていただきたいというふうに思います。ちょうど私が普通交付税の調整率の掛かった数字で思っておりましたんですけれども、それが外れた数字が最終でございました。といいますのは、財政事情を、きょうもらっていただきましたけども、その中の4ページ、地方交付税の推移というところでございます。18年度の決算、19年度の決算で、普通交付税、特別交付税を記載をさせてもらっております。これが正解でございまして、普通交付税では前年度より384万3,000円の減額、特別交付税では、前年度より2,234万6,000円の増額で、合計1,850万3,000円の前年度よりも増額になっているということでございますので、申しわけございません。訂正させていただきます。

○藤堂議長 次に、日程第14 議案第35号から日程第16 議案第37号までの3議案を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

○大橋事務局長 議案第35号 平成20年度甲良町一般会計補正予算（第1号）。

議案第36号 平成20年度甲良町老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）。

議案第37号 平成20年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）。

上記の議案を提出する。

平成20年6月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 議案第35号は総務課長、議案第36号は保健福祉主監、議案第37号は広域行政主監、順次説明を求めます。

総務課長。

○山本総務課長 それでは、平成20年度甲良町一般会計補正予算（第1号）でございます。

予算書をお開きいただきまして、今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,267万4,000円を追加し、総額を32億2,867万4,000円にお願いするものでございます。歳入歳出予算の補正は第1表、既定の債務負担行為の変更は第2表でご説明をいたします。

それでは、1ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。歳入、13款 国庫支出金、補正額500万円の増額、16款 繰入金83万円の増額、18款 諸収入684万4,000円の増額、歳入合計、補正前予算額32億1,600万円に1,267万4,000円を追加し、補正後予算額を32億2,867万4,000円にお願いするものでございます。

次のページでございます。

歳出、2款 総務費、補正額637万5,000円の増額、3款 民生費475万円の増額、8款 土木費327万3,000円の増額、10款 教育費200万円の減額、13款 諸支出金27万6,000円の増額、歳出合計は歳入合計に同額でございます。

第2表でございます。債務負担行為の補正でございます。追加でございます。事業名といたしましては、呉竹センター改築事業管理業務委託でございます。期間は平成21年度、限度額、550万円でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○藤堂議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 引き続き、議案第36号 平成20年度甲良町老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

予算書をお開きいただきたいと思います。

まず、今回、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,584万2,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ9,775万1,000円と定めるものでございます。

では、第1表 歳入歳出予算補正によりご説明申し上げます。

おめくりをいただきたいと思います。

まず、歳入、1款 支払金交付金1,026万9,000円の追加、2款 国庫支出金1,081万8,000円の追加、3款 県支出金135万4,000円の追加、5款 繰越金659万9,000円の減額、以上、歳入合計が、補正前8,190万9,000円、今回、1,584万2,000円を追加をお願いし、9,775万1,000円とお願いするものでございます。

引き続き、歳出の部でございます。3款 諸支出金1,583万円の追加、5款 予備費1万2,000円の追加、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上でございます。

○藤堂議長 広域行政主監。

○宮崎広域行政主監 議案第37号 平成20年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

今回、予算の総額に歳入歳出それぞれ28万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ304万3,000円とお願いするものでございます。

1ページの第1表 歳入歳出予算補正でご説明を申し上げます。1ページをお願いします。

歳入、5款 繰入金、補正額1万円を追加いたしまして11万円に、6款 他会計借入金27万6,000円を追加いたしまして47万6,000円に、歳入合計、補正前の額275万7,000円、補正額28万6,000円を追加いたしまして、補正後予算額を304万3,000円とお願いするものでございます。

2ページをお願いします。

歳出でございます。1款 墓地公園管理費、補正額28万6,000円を追加いたしまして、補正後予算額を73万円にお願いするものでございます。歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 この議案は、予算決算の委員会に付託をされる予定でありますので、私は今、基本のところ、概略というよりも基本のところ、質問を2項目、お願いをしたいというように思います。

1つは、地籍調査です。3月の本予算の段階でも出ておりましたが、いよいよ実施をするにあたって、地籍調査、つまり実務上地籍を整理をし、公図のきちんとした整理をする必要がある問題と、他の問題、つまり町民と町民、財産上のそれぞれ所有区分で混乱を生じているというところもあるわけですし、それから、相続がずっとなされずにできていない部分、それから、自分の土地だと思っていたところが、実は登記上は他人の土地だったという件を、私、1件、以前相談を受けたことがございますが、そういう点でも、登記の法律に基づいて訂正の申請をしようと思いますと、関係する、その周辺の位置、図面の区域、30件とか50件ございますし、多い場合には100件超えるところもあるそうではありますが、そういうところの方々の承認をもらわなアカン。つまり、こちらで図面上整理したら、はい、登記したらおしまいというように図面が整理されるわけではありませぬので、その点で、地籍調査をするにあたって、そういう混乱をしているところをどう整理するのかという点での方針書をつくっていく必要があると思います。こういう場合はこう、こういう場合はこういうように対応するというのが必要ですし、そういう点、私は長年といいますか、こういう困難なところを抱えてきているとこ

ろの解決をする上で、個別の、また具体的な解決方法の方針をつくっていく必要があるというように思うんですけども、この地籍調査、いよいよ着手をしていくわけですけども、呉竹地域、それから長寺地域もそれぞれ公図を見る限り大変なところがあります。そういうように解決する方針のところ、どういうように考えておられるのか、概略で結構です。

それから、もう一つは、新エネルギービジョンの策定であります。あくまで、見ますと、ビジョンの策定事業というようになります。その後、どういうように進むのかという点でも展望が必要だと思います。それは、私、ちょうどNHKの特集番組をされていました。ドイツと日本の新エネルギー対策の違いをレポーターがずっと非常に詳しく報道をされていたわけですけども、日本の場合は、光エネルギーを電気に変えるパネルの個人補助をやめてしまいました。という点でも、国の政策は新エネルギーを本当に遂行すると、NHKのナレーターも言っていました、その努力を、本当に真摯にやろうという姿が見えないというレポートをされていたのですが、そういう点でもそのところを対応しなければなりませんし、国の施策がころっと変わると、そのビジョンをせっかく立てたのに町が右往左往させられるということがありますので、どの方向に進むのかというところをビジョンの策定の事業と、その後のところの展望が、私は必要だというように思いますが、その辺の見解、どういうようにされようとしているのかをお聞かせ願いたいと思います。

○藤堂議長 建設課長。

○若林建設課長 今年度は、地籍調査の件でございますけれども、呉竹地区におきまして約13ヘクタール、496筆、税務課の資料でございますけれども、この事業をやっていこうと思っております。

それで、今、西澤議員さんが言われましたように、方針なり、基準書なり、そういうものをつくって地元の役員さんともどもに認識を1つにして事業を進めていきたいと思っております。それで、今、地元の方では、役員さんを10名程度この事業が始まって終わるまで責任を持っていただく方の選任をいただいているところでございます。それで、その後、行政の方もですけども、役員さんともどもそういうことの勉強会を何回か開いて、意思を統一したいと、こう考えております。

○藤堂議長 総務主監。

○野瀬総務主監 先に建設課長から地籍調査の概要を申し上げましたが、導入に関しては、土地対策所管の総務の方も管轄をしておりましたので、いずれにしても人権推進課で固有の業務として地道に進めるべきは進め、そして、地籍調査においては、個人の所有権をはっきりさせていくと。そして、それも町長が言いましたように、呉竹、長寺と回っていくということでもあります。

ので、呉竹地区に、仮称ではありますがけれども、地籍調査委員会という委員会を事業終了まで役員態勢でご協力いただく。そして、各個人が現場を立ち会いしていただくというふうなことで、最終は、法務局、登記所の登記がそれにかわってきれいになるというのをめざしておりますので、人権推進と新たな建設課でやる地籍調査が相まって事業がスムーズにいくように、町としても努力してまいりたいという思いであります。

それから、次に、エネルギーであります、このエネルギーにつきましては、国では経済産業省が特に力を入れています。私どもの申請をいたしましたのは、その外郭の独立行政法人で、予算を持って、100%の補助金でビジョンを作成するということでもありますので、あす、資料を持って詳細を説明させていただこうと思うんですが、いわゆる新エネ法に基づきますエネルギーの、甲良町においてのどれぐらいな新エネルギーが、石油代替エネルギーとして使えるかというのを、まずは調査いたしまして、それを今後、甲良町が導入をしていくという方針であります。これは、究極は地域温暖化防止、それから温室効果ガスを削減するという行政の積極姿勢を前面に打ち出して、公共施設、さらには住民啓発を含めて石油代替エネルギーの積極導入に向けた取り組みを進めてまいりたいという方針でございます。今年度は、そのビジョンを策定をするという策定年次になるものでございます。

以上であります。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 後の方から再質問いたしますと、この新エネルギーのビジョンについては、洞爺湖サミットが行われますが、それに基づいて環境のIPCCの報告などで、50年後には地球の水位の上昇の警告が本提出と合わせて3回されています。そういう点でも、環境の問題は待ったなしなんです、政府がやることすべてよしというように見るわけにいかないというのが、先ほど言いましたように、電光パネルと光化学のパネルの、家の家屋の設置の補助の制度がなくなってしまうと、ちょうどニュースで、シャープが世界のシェアを持っていたものが転落をすると。中国や、それからドイツがトップに出てくるというニュースが流れていましたが、そういう点では、批判的スタンスが必要だということをぜひ心がけて進める必要があるというように思います。

国の方は、元気な地方の交付金とあわせていろいろと地方に投げかけてきますが、また方針転換をするというような、本当に猫の目の中央政府の状況ですので、それに地方の私たちが右往左往させられないという点でもしっかりしておく必要を感じていますので、そのところを押さえながらぜひしていただきたいというのが1つです。

それから、もう一つは、地籍調査の点で再度お尋ねをしますが、この地籍調査は、同和対策事業がなされた後、整理をするというのでは出てきたやつではないと思うんですね。けども、同和対策事業の区画分譲、宅地造成で、その問題が発覚をしてきたというか、浮き彫りになってきたというように思うんです。進めていけば進めていくほど、当時の、20年、30年前のところにさかのぼって、迷い道に入った場合はもとに戻れという教訓がありますが、そこから整理をしていかならん部分も、私らが資料で持っている部分でもかなりさかのぼって解決をしなければならぬ土地がございます。

そういう点でも、そういうところで粘り強く協議を重ねる。そして、筋は通すというのが大事なところですので、このことを臨むにあたって、先ほどの答弁にもありましたように、かなりきっちりした意思統一ですか、方針を持って臨む必要があるというように思われているわけですが、そういうのを見越して同和対策事業で出された問題を整理のきっちりとして公平に、公正に整理をするということも大事な視点でありますので、その点、地元協議の中でもそのことをぜひ入れていただきたいと思いますが、その2点、お尋ねします。

○藤堂議長 総務主監。

○野瀬総務主監 1つは、エネルギーの問題と、逆転の質問になりましたが、過日、環境大臣会議がなされまして、日本においてもアジアの先頭に立つてというふうな、いずれも目標数値を設定するという方向で動いておられますので、これは、今後、日本国を挙げた環境政策に位置づけられているというふうに思っております。

したがって、今年はビジョン策定であります。来年時以降、それが行政施策として具体の代替エネルギーに使えるような施策を講じてまいりたい。1つは、ヒアリングに臨んだんですが、考えられる太陽光であったり、それから風力であったり、小水力であったりということで、甲良町の場合には小水力、上水道の水源、それからかん排事業の水源というものも大きな代替エネルギーになるのではないかと。大きくはどうか分かりませんが、魅力的なエネルギーにかわるというふうな想定もしておりますので、しっかりしたビジョンを策定していきたい。

そして、ハードについても、公共については独立行政法人をはじめ、経済産業省の方でハード支援の補助メニューも、今のところ見ておりますとあるような状況でございますので、これは今後、行政の必然的な取り組みになっていくであろうという認識をしているところでございます。

それから、地籍調査関連の取り組み方針でございますが、いずれにしても、呉竹、長寺という言い方をしているんですが、町内各集落も、圃場整備以外

の宅地周辺の中についてはかなりややこしい問題を内在しているということでございまして、これは弾みをつける意味でも、県もやってくださいという積極姿勢でございまして、国の補助金、県もこの補助金だけは削減をしないという方針で臨んでおられますので、この際に難航している土地問題についてを1集落ずつ完了していきたい。そのためには、行政と地元の役員と、そして外注、業務委託が補助対象になっておりますので、三者が一体となって真剣にこの業務にかかわっていきたいと思っております。

以上であります。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第35号から議案第37号の3議案につきましては、会議規則第39条第1項の規定によりまして、お手元に配布いたしておきました議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号から議案第37号の3議案につきましては、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、日程第17 議案第38号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第38号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成20年6月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務主監。

○野瀬総務主監 議案第38号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

第5条第3項中「または非常勤水防団員もしくは消防作業従事者等」を「もしくは非常勤水防団員または消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者もしくは応急措置従事者」に、「のうち2人までについてはそれぞれ200円(非常勤消防団員等に扶養親族でない第1号に掲げる者がある場合にあつて

はそのうち1人については217円、」を「については1人につき217円（」に、「ない場合にあつては」を「ない場合にあつては、」を改めるものであります。

付則、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の消防団員等公務災害条例の規定は、平成20年4月1日から適用いたしたいものであります。2項は、経過措置でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第38号は可決されました。

次に、日程第18 議案第39号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第39号 甲良町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成20年6月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務主監。

○野瀬総務主監 議案第39号 甲良町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

第2条関係別表第1種類の項中「第117条の4第1項」を「第120条第1項もしくは第126条」に改め、「申請の受理の証明書または戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）」の次に、「もしくは第126条」を加える。

付則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成20年5月1

日から適用いたしたいものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第39号は可決されました。

次に、日程第19 議案第40号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第40号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成20年6月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

会計管理者。

○橋本会計管理者 それでは、議案第40号であります。甲良町国民健康保険税条例の一部改正についてのご説明をさせていただきます。

まず、提案の理由でございます。地方税法等の一部改正に伴いまして、今年、平成20年10月から国民健康保険に加入の65歳から74歳までの人を対象に、老齢年金から保険税を特別徴収することになりましたので、所定の改正をお願いするものであります。

14条までの前段につきましては、特別徴収になったことによります文言の整理、また、今改正に伴います条例等のずれの修正を行うものであります。

13条以下につきましては、14条から20条までであります。7条を加えるものであります。

まず、第14条であります。特別徴収であります。老齢等年金給付を受

けている年齢、65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主に対して徴収をする分の明記であります。

15条につきましては、特別徴収義務者等の指定、16条につきましては、特別徴収税額の納入の義務等、第17条につきましては、被保険者資格喪失等の場合の通知等、第18条につきましては、既に特別徴収対策被保険者であった者に係る仮徴収、第19条につきましては、新たに特別徴収対策被保険者となった者に対する仮徴収、第20条につきましては、普通徴収税額への繰り入れについての条文を明記いたしたものであります。

11条につきましては、徴収の方法ということで、特別徴収になったことによる文言の整理を行ったものでございます。

それから、付則の第2項から第12項までにつきましては、平成18年度および平成19年度の課税特例の削除ならびにそれらに伴います条ずれ等の修正を行ったものであります。

付則であります、この条例は、平成20年10月1日から施行するもの、付則の2条、3条につきましては、経過措置をうたったものであります。よろしくお願いします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 この改正は、後期高齢者医療制度の創設に伴うものだというように思いますが、昨今いろいろ問題になりました中で、世帯主が国民健康保険ないしは社会保険で、75歳以上で後期高齢者の医療制度に、これは国の方で手続をされて国民健康保険ないしは社会保険から抜かれるわけですが、奥さんや扶養家族がおられる場合、国民健康保険に加入をしなければならぬわけで、喪失届と、それから新しく国民健康保険に加入を、そういう事情から出てくる場合は届け出をしなければなりませんよね。そのことが徹底していなくて、無保険の期間があったわけですが、その点については、こういう制度が変わることとあわせて町民への徹底、つまり今年4月1日から新しい制度ができたわけですが、今年度中、また今年度以降、年度の途中でも、家族の中から後期高齢者の対象者が出てくるわけで、満75歳になりますとそっちの制度が変わるわけで、残された家族は何らかの手続をしなければなりませんよね。そういうところの周知徹底、制度の中身と、それから、そういう手続をしなければならぬというのを、そういう必要性、そして、その必要性から町民への説明ですね、周知徹底が要るのではないかというように思いますが、そのところをどういうように今後されるのか、お尋ねしておきます。

○藤堂議長 税務課長。

○小川税務課長 この4月から制度が始まりまして、非常に住民の方についてもわかりにくい点多々あると思います。一応、10月1日から特別徴収が始まるということで、当然住民に対する文書等をもって周知を図っていきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 最初言いました、年度の途中から家族の中の世帯主が後期高齢者に移動してしまうと、残された家族は国保に入らざるを得ないんですね。誰かの扶養家族に、社会保険なり、共済に入っていれば別ですけども、国保に加入しなければなりませんよね。これは自動的に、国保の加入は自動的になりませんわね。この点で後期高齢者の医療制度は自動的にそっちに移りますけども、国保の新たに、この事例で言いますと、2段目に書いてある事例が年度の途中に発生すれば、手続が要ると。この手続上の必要性について、再度確認をし、そういう出てきた人についても加入届、これは町が勝手に加入、国保が加入しましたというふうに手続をしませんわね。申請が要りますので。そこはどうなんでしょうか。

○藤堂議長 税務課長。

○小川税務課長 必ず町民というか、国民はいずれかの国民健康保険とか、あるいは社会保険とか、いずれかの保険に入らなきゃいけませんよね。今、家族で国民健康保険に入っていて、後期高齢に行くと、この人は、今国民健康保険に入っているというか、入っていないというか、通常は保険に入っていないということはあまり考えられないんですけども、当然、自主申告というか、していただかないと、例えば、会社で今まで扶養に入っていて国民健康保険に入る場合は、喪失で一応、退職とかいろんな証明をもらってきていただいて、役場の税務課の方に来ていただいて申請手続をとっていただくということになります。

だから、当然、我々としても今まで会社の保険に入っていて、申告していただかないとわからない部分がありますので、その辺についても周知等も含めてしていきたいと思います。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 本当にこれは、新制度ができた中での新しく手直しをされる分、それから、負担分がそれぞれ変わってくるところですし、制度の移行も自動的にされる部分と本人申請が要る部分と非常に複雑であります。その点で、

町が独自にこういう制度をつくるわけにはいかないわけですが、国の制度に合わさねばならないという弱い立場にあることは承知の上で、この条例を新しく設定をするということについては承認できないことを私は表明をしておかねばならないというように思っています。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方、ご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第40号は可決されました。

次に、日程第20 議案第41号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第41号 甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成20年6月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 議案第41号 甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正の主な内容につきましては、子育て支援策の一環として、福祉医療費助成制度のうち、乳幼児、未就学児の医療費の窓口負担の無料化と所得制限の撤廃を町単独事業で実施する内容の条文改正でございます。

では、本文に入ります。第2条第1号中、以下4行につきましては、既に自己負担のかかっていないものは除くというふうな内容のものでございます。

第3条第2項第1号、また、第7条中と書いてありますのは、自己負担金等の支払いを改正に伴います条項を整理するもので、別表中、「乳幼児、」を削るとありますのは、今まで通院、入院の自己負担金が定められていたものが無料化に伴い削除するというもので、付則として、この条例につきましては公布の日から施行し、平成20年6月1日から適用いたしたいというもの

でございます。

以上、よろしく願い申し上げます。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 子どもの医療費無料化を拡充をしていく1つの一步を踏み出したというように思っています。そこで、県の動向が2月議会でしたですか、財政改革の中で後退するということがありました。結局、県民の世論の中で制度を維持するということになりましたし、前進をする方向になりました。そこで、受ける対象者は今年度で何名になる予定ですか。それが1点目です。

それから、もう一つは、医療費の3割負担が年齢の限定によって2割に軽減されるというようになりましたが、そこで、町の負担分も減ってくると思います。軽減の総額でざっとどのぐらいになるのかという試算を、もしされていまして説明願いたいと思います。2点です。

○藤堂議長 保健福祉課長。

○松原保健福祉課長 乳幼児の対象人数でございますが、約430名でございます。

それと、負担割合が3割から2割になります。ゼロ歳から2歳までが2割、3歳から6歳が3割だったものが、全員平成20年度から2割になります。それによりまして、町の負担の持ち出し部分も少なくなります。今ざっと計算いたしましたところ、年間で250万円が町の持ち出しとなります。平成20年度につきましては、6月から施行いたしますので、診療月でいきますと8カ月分になります。そうしますと、167万円の町の持ち出しとなります。

以上でございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 これ、逆算すれば出てくるんだというように思いますが、3割負担で見ていた部分が全員が2割負担になりますので、私の質問は、そのことによって町の持ち出し分がどれだけ軽減されたか。つまり、3割だったら7、800万だというのは以前聞いていたのですが、その分が250万で済み、167万で済むということですので、その差し引き分、約ざっと600万か650万の軽減になったということで見ればいいんでしょうか。説明、よろしく願いします。

○藤堂議長 福祉主監。

○山崎保健福祉主監 今のところ、ちょっと詳しい試算はできておりませんので、申し上げることができません。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 考え方として、2割負担に軽減がされたことで、町全体の持ち出し分は軽減されると以前から言っておられましたし、県の動向いかにかわらず、町単独で6歳未満児の医療費の無料化を拡充したいということで主監も言っておられたことが、正式な決定ではありませんが、そういうように意向を示されたこともございますので、そういう考え方でいいということによろしいでしょうか。

○藤堂議長 主監。

○山崎保健福祉主監 そういう考え方もございますし、一応、10月から3月の当初予算のときにご説明申し上げた、10月からとりあえず就学前の無料化をめざして予算を計上したところですけども、県が、あの措置が据え置きになりましたので、当然若干不用という部分も出てまいりますので、その額を、できれば6月に前倒しで活用していきたいというような部分で、他町の流れもありますし、できることは予算の枠を使って、支援策の一環としてやっていきたいということで、思い切って6月から無料化をめざしてお願いしたわけでございます。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 小さな町が非常に頑張っているというように私は思います。それぞれ県下の市町を眺めてみますと、中学校まで医療費の無料化を実施しているところもございます。しかし、大きなところは財政難だということで渋っているところもございますが、県下で乳幼児の医療費の無料化、まずは就学前までのところで実施をしているところが増えていまして、甲良町もそこに合流をして足並みをそろえる、そして子育て支援の経済的負担を軽減するという方向に踏み出したことを歓迎をするものです。

そして、さらに財政問題もございすけども、次世代を担う子どもたち、そして、それをはぐくむ家庭が、経済的な困難で子育てを放棄するだとか、それから、さまざまな事件がありますが、町が子どもの成長、それから、子育てを支える家庭を大いにはぐくんでいくというメッセージを与える上で、さらに医療費の無料化の拡充を検討していただきたいことを申し添えて、賛成討論といたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第41号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第41号は可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時15分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 藤 堂 与三郎

署 名 議 員 山 田 壽 一

署 名 議 員 西 澤 伸 明